

**エルピオでんきに関する重要なことが記載されています**  
**以下の内容を十分にお読み下さい。**

お客さまが株式会社エルピオ（以下「当社」といいます。）に電気の供給および使用に関する契約（以下「電気小売供給契約」といいます。）のお申込みをしていただくにあたり、当社がお客さまへ説明し、ご確認とご承諾をしていただきたい主要な供給条件は以下となります。なお、電気の供給及び使用に関する契約の詳細は、でんき契約約款等に定めています。当社は電気事業法第2条の13第2項に基づく書面の交付（契約締結前書面）及び同法第2条の14第1項に基づく書面の交付（契約締結後書面）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、でんき契約約款等を当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

当社ホームページ：<https://lpio.jp>

## 1. 電気小売供給契約のお申込みと契約の成立および契約期間

- (1) お客さまが新たに電気小売供給契約を希望される場合、お客さまは本重要事項説明書およびでんき契約約款等に同意のうえ、当社電気料金メニューを1つ選び、当社ホームページのお申込みフォームよりお申込みいただきます。なお、お申込みは当社または申込受付者（代理店）にて受付いたします。
- (2) 電気小売供給契約は、当社がお客さまからのお申込みを受け、そのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。
- (3) 契約が成立した日から電気料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。契約満了に先だって契約の消滅または変更がない場合は、契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 切替申込と同時にご契約アンペア等を変更することはできません。また、お引越し先でのご利用の場合、契約アンペア等はお引越し先で設定されているアンペア等でのご契約となります。
- (5) お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。お申込みの撤回手続きが間に合わない場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者にご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただきます。

## 2. 使用開始予定日

当社は、お客さまとの電気小売供給契約が成立したとき、電気の使用開始予定日を以下のとおりといたします。

- ア 他社から当社への電力会社変更により使用を開始する場合、原則として、現在の小売電気事業者との所定の手続きを完了した後に、一般送配電事業者との託送供給契約が成立した後の定例検針日（次回検針日または次々回検針日）といたします。

イ お引越しの等の理由で新たに電気の使用を開始する場合、原則としてお客さまがご希望された日が使用開始日となります。

ただし、一般送配電事業者等との手続きその他のやむをえない事由によって、お客さまがご希望された使用開始日に電気を供給できないことがあります。

なお、本サービスの提供を開始した日については後日弊社より、お申込み時にお預かりしたアドレス宛に、電子メールにてお客さまに通知します。

### 3. 料金の算定および料金単価

- (1) 料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、料金の算定期間を1ヶ月とすることができない場合、でんき契約約款等に定める期間といたします
- (2) 使用電力量は、一般送配電事業者が取り付ける計量器により計量した値といたします。また、検針日は、一般送配電事業者が定めた日とし、検針は、原則として毎月、一般送配電事業者が行います。
- (3) 料金単価および算定方法は、別表1に定めます。

### 4. 料金の支払方法、支払義務および支払期日

- (1) 電気料金および延滞利息は、原則としてクレジットカード決済の方法により、毎月お支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金または延滞利息をお支払いいただく場合等には、当社所定の払い込みの方法によりお支払いいただきます。
- (2) 電気料金は、電気使用開始日の次の検針後から以下の支払時期にお支払いいただきます。なお、いずれの場合においても、実際に検針が実施された日やその他都合により、下記に記載された支払時期の翌月になること、または2カ月分の電気料金をまとめて請求することがあります。

・クレジットカード決済 当月の30日頃

- (3) 電気料金のお支払期日を過ぎてなお支払われない場合には、でんき契約約款等の定めに基づき延滞利息を申し受けます。

### 5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧は100ボルトもしくは200ボルト、または交流単相3線式標準電圧は100ボルトもしくは200ボルトとし、電源周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。

### 6. お客様からの申込内容の変更およびご契約廃止

- (1) 申込内容の変更（アンペア等の容量変更・料金プラン変更）をされる場合、エルピオお

お客様センターへご連絡いただくか、エルピオWEBからお申込み下さい。なお、変更後1年間は変更出来ません。契約名義変更については、エルピオお客様センターへご連絡いただくか、WEBサイトからお申込み下さい。

- (2) お客様のお引越し等に伴いエルピオでんきの契約を廃止される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、エルピオホームページの解約フォームよりご連絡いただくことで、電気小売供給契約を廃止することができます（8営業日後から受付）。

8営業日以内の廃止のお申し出の場合、エルピオお客様センターにご連絡いただくことで、電気小売供給契約を廃止することができます。他の小売電気事業者への切替えに伴う廃止の場合には、当社にご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。

## 7. 当社からの電気需給契約の解除

当社は、次の場合には、電気需給契約を解除し、または更新しないことがあります。なお、(2)に該当する場合を除き、お客様との契約の解除等をさせていただく場合は、原則として解約予定日の60日前までにご連絡いたします。

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合
- ・電気料金を支払期限日が経過してもなお支払わない場合
  - ・当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）における債務を期日までに履行せず、または支払いを要することとなった電気料金以外の債務（延滞利息や工事費負担金等）を履行しない場合
  - ・でんき契約約款等および託送供給等約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
- (2) お客様がお引越し等に伴う廃止を通知せずに需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
- (3) 当社が、契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により、契約の更新または契約期間中における電気の供給を継続することが著しく困難であると判断した場合
- (4) 当社が、電力サービスの提供を休止または廃止する場合
- (5) その他、でんき契約約款に定める事項に該当する場合

## 8. 託送供給約款等の遵守

- (1) お客様の土地、または建物への立ち入りおよび調査
- 計量器の確認や、法令の定めるところによる保守点検等により、一般送配電事業者または当社、もしくは委託した事業者がお客様の敷地内に立ち入らせていただく場合がございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様の求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。
- (2) 保安に対するお客様の協力および使用の制限若しくは中止
- お客様が、電気の供給に必要な電気工作物またはお客様の電気工作物に、異常もしくは故障がありまたは生じる恐れにお気づきの場合、すみやかに一般電気事業者等にご連絡ください。また、この場合、電気のご使用を中止し、または制限していただくこと

があります。

(3) その他、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。

## 9. 工事負担金等相当額の申受け等

当社は、一般送配電事業者等からお客様への電気の供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、一般送配電事業者の工事着手前に申し受けます。

## 10. 制限事項

- ・本電気小売供給契約による電気の供給中は他社と電力の供給契約はできません。
- ・お客様の設備構造などによりご利用いただけない契約種別がある場合があります。
- ・技術的または設備の起因により電気の供給をできない場合、お申込いただくことができません。
- ・サービスの名称については、サービス提供時まで変更となる可能性がございます。
- ・ご利用料金未納に伴う強制解除など、弊社が行なう本サービスの解除が生じた後に、解除事由が解消し、再度ご利用を希望される場合には、新たにご契約が必要となります。
- ・お客様の申し出による解除の場合も上記と同様になります。
- ・電気の供給には一般送配電事業者の電力線を利用するため、近隣の停電、計画停電、その他天災地変、保安点検の実施、故障時などやむをえない場合は本物件も停電いたします。

小売電気事業者	株式会社エルピオ 〒272-0832 千葉県市川市曾谷1丁目30-18 (小売電気事業者登録番号：A0286)
お問い合わせ先	<b>エルピオお客様センター</b> <b>0120-23-5556</b> (携帯電話から：03-6700-6146) 受付時間：平日9：00～17：30 【ホームページ】 <a href="https://www.lpio.jp/">https://www.lpio.jp/</a>

(別表1)

(1) 九州スマートダイレクトプラン (市場連動型)

毎月の料金は、最低月額料金、電源料金、固定従量料金および別表2(1)(再生可能エネルギー発電促進賦課金)の合計といたします。

① 最低月額料金

最低月額料金は、1月につき次の通りといたします。ただし、契約電流15アンペアの場合は、契約電流10アンペアの1.5倍といたします。

契約電流10アンペアまたは契約容量1キロボルトアンペアにつき	0.00円
--------------------------------	-------

② 電力量料金

電源料金は、その1月の使用電力量(計量器が設置されていない、またはスマートメーターではない旧計器メーター、もしくはスマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていない場合は、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、30分毎の電力使用量とみなします)に、電力エリアのエリアプライス(a)をエリア損失率(b)で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。

【算定式】

お客様の30分毎の電力使用量  
× {その30分毎のエリアプライス ÷ (1 - エリア損失率) × 1.1 (消費税等相当額)}

(a) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場における30分毎の四国エリア エリアプライスを指します。算出に用いるエリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

(b) 損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の損失率を変更することがあります。この場合、損失率の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する損失率に基づき、電源料金が計算されるものとします。

九州電力管内 損失率	8.6%
------------	------

③ 固定従量料金

固定従量料金は、各エリアの当該一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「電灯標準接続送電サービス」の料金を基に当社で算出した託送費と、別表2(3)(サービス料)によって算定されたサービス料に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は以下の託送費を変更することがあります。この場合、託送費の変更については予め了承いただいたものとし、変更後の本定義書に記載する託送費に基づき、固定従量料金が計算さ

れるものとしてします。

託送費 1キロワット時につき	10.37円
----------------	--------

(別表2)

(1) 再生エネルギー発電促進賦課金

エルピオのホームページ（エルピオからのお知らせ欄）で毎年の値を公開しております。

[https://lpio.jp/lpo/news\\_list/](https://lpio.jp/lpo/news_list/)

(2) 燃料費調整

エルピオのホームページ（エルピオからのお知らせ欄）で毎月の値を公開しております。

[https://lpio.jp/lpo/news\\_list/](https://lpio.jp/lpo/news_list/)

(3) サービス料

サービス料は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	5.5円
-------------	------

(4) (独自) 燃料費調整

エルピオのホームページ（エルピオでんきトップページ）で、毎月の値を公開いたします。

[https://www.lpio.jp/lpio\\_denki/](https://www.lpio.jp/lpio_denki/)

(5) 容量拠出金相当単価

エルピオのホームページ（エルピオでんきトップページ）で、適用の値を公開いたします。

[https://www.lpio.jp/lpio\\_denki/](https://www.lpio.jp/lpio_denki/)

契約の解除に関する事項【特商法4条6号、同規則3条8号】

【クーリング・オフについて】【特商法4条5号、同規則6条】

1. 本書面を受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただければ、本サービスの提供契約を解除することができます。
2. 1にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって1の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、別途弊社が作成するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から8日を経過する日までに弊社に書面でお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。
3. 1または2のクーリング・オフは、お客さまが1または2のお申し出をされたとき（郵便消印日付など）に効力が生じます。
4. 1または2のクーリング・オフがあった場合、
  - ①既に本サービス提供のため、弊社が工事の準備を開始している等にて原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は弊社が負担いたします。
  - ②弊社は、お客さまが本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払いを請求することはありません。